様式第8号(第4条，第11条，第14条関係)

|  |
| --- |
| 地質分析結果証明書年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　様 |
|  | 分析機関名代表者所在地電話番号環境計量士 | 印印 |
|  |  |  |
| 　　　　年　　月　　日に依頼のあった検体について，土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し，計量した結果を次のとおり証明します。(検体番号　　　　　　　　　　　　)　　 |
| 項目 | 単位 | 測定値 | 基準値 | 測定方法 |
| カドミウム | ㎎／l |  | 0.01 | 日本産業規格K0102 (以下「規格」という。)55に定める方法 |
| 全シアン | ㎎／l |  | 不検出 | 規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法 |
| 有機燐 | ㎎／l |  | 不検出 | 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては，昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法) |
| 鉛 | ㎎／l |  | 0.01 | 規格54に定める方法 |
| 六価クロム | ㎎／l |  | 0.05 | 規格65.2（規格65.2.7を除く）に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては，日本産業規格K0170―7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。) |
| 砒素 | ㎎／l |  | 0.01 | 検液中濃度に係るものにあっては，規格61に定める方法，農用地に係るものにあっては，農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に定める方法 |
| 総水銀 | ㎎／l |  | 0.0005 | 昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | ㎎／l |  | 不検出 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法 |
| PCB（ポリ塩化ビフェニル） | ㎎／l |  | 不検出 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | ㎎／l |  | 0.02 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | ㎎／l |  | 0.002 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | ㎎／l |  | 0.002 | 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法 |
| 1,2ージクロロエタン | ㎎／l |  | 0.004 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2，5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1ージクロロエチレン | ㎎／l |  | 0.1 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,2ージクロロエチレン | ㎎／l |  | 0.04 | シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法，トランス体にあっては日本産業規格K0125の5.1，5.2又は5.3.1に定める方法 |
| 1,1,1－トリクロロエタン | ㎎／l |  | 1 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2ートリクロロエタン | ㎎／l |  | 0.006 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | ㎎／l |  | 0.03 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | ㎎／l |  | 0.01 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3ージクロロプロペン | ㎎／l |  | 0.002 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | ㎎／l |  | 0.006 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法 |
| シマジン | ㎎／l |  | 0.003 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | ㎎／l |  | 0.02 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | ㎎／l |  | 0.01 | 日本産業規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | ㎎／l |  | 0.01 | 規格67.2，67.3又は67.4に定める方法 |
| ふっ素 | ㎎／l |  | 0.8 | 規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第3文を及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては，これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 |
| ほう素 | ㎎／l |  | 1 | 規格47.1，47.3又は47.4に定める方法 |
| 1,4ージオキサン | ㎎／l |  | 0.05 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法 |
| 農用地(田に限る。) | 砒素 | ㎎／㎏ | 　 | 15 | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条 | 含有試験 |
| 銅 | ㎎／㎏ | 　 | 125 | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に定める方法 |
| 水素イオン濃度指数 | － |  | 4～9 | 地盤工学会基準JGS0211 ― 200 ＊「土懸濁液のpH試験方法」 |
| 　検　体　の　性　状 | 形状 | 　 | 色 | 　 | におい | 　 |
| 備考 | 　 |

　備考　1　「昭和46環告第59号」とは，水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年環境庁告示第59号)をいう。

　　　　2　「昭和49環告第64号」とは，環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。

　　　　3　「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）をいう。